

# 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 体系表

既計画の体系	新計画の体系骨子		
	基本目標	取組み	施策の方向性
基本理念 みんなで創ろう！いつまでも元氣な笑顔が輝く支え合いと安心のまち	基本理念 みんなで創ろう！いつまでも元氣な笑顔が輝く支え合いと安心のまち		
I 住み慣れた地域で暮らし続けるために ～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進と生活支援の充実 1 地域共生社会の推進、相談支援体制の充実 2 医療計画と整合性の確保、医療と介護の連携体制の構築 3 高齢者の権利を守る支援の充実 4 地域ぐるみの高齢者支援の推進 5 高齢者福祉サービスの充実 6 住み良いまちづくりの推進 7 安全・安心のまちづくりの推進	I 住み慣れた地域で暮らし続けるために ～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進と生活支援の充実	1 地域共生社会の推進、相談支援体制の充実 2 医療計画と整合性の確保、医療と介護の連携体制の構築 3 高齢者の権利を守る支援の充実 4 地域ぐるみの高齢者支援の推進 5 高齢者福祉サービスの充実 6 住み良いまちづくりの推進 7 安全・安心のまちづくりの推進	(1) 地域共生社会の推進、相談支援体制の充実 制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、障がいのある人・児童・生活困窮者を含む地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現する必要があります。そのためには、市民と行政が協働し、地域や個人が抱える地域生活課題を解決していきけるよう、さまざまな相談を受け止める包括的な支援体制を整備することが重要です。また、近年、8050 問題や介護と育児のダブルケア、社会的孤立などの複合化・複雑化した課題が増えており、支援者のスキルアップも必要となっています。地域包括ケアシステムを強化し有効に機能させるためには、まず在宅生活支援の中核的な機能を担う地域包括支援センターが、円滑に事業を運営していく必要があります。今後、地域包括支援センターの機能強化及び地域や関係機関との連携を強化し、総合相談体制の充実を図ります。  (2) 医療計画と整合性の確保、医療と介護の連携体制の構築 2016（平成 28）年度に三重県が「三重県地域医療構想」を策定しました。この構想は、団塊世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年を視野に、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を適切に行うための指針です。市では、この構想に基づき、関係機関・団体などから意見をいただき、2025 年問題に対応できる地域医療のカたちづくりをめざして、「伊賀市地域医療戦略 2025」を策定しました。今後、これらとの整合性を保ちながら施策を進めます。今後も、医療や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携を推進するとともに、在宅医療ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。高齢者一人ひとりの状態に応じた切れ目のない医療・介護サービスを提供していくためにも、在宅医療のニーズの把握とともに、地域の医療資源を把握し、在宅医療に必要なサービスを充実させていきます。  (3) 高齢者の権利を守る支援の充実 高齢者虐待に対する相談体制の充実に向けて、関係機関と連携した虐待防止の取り組みや権利擁護事業の継続・充実、成年後見制度の利用促進を図ります。  (4) 地域ぐるみの高齢者支援の推進 あんしん見守りネットワークの事業展開や、地域ケア会議などを通して、地域の支え合いの活動を支援するとともに、支援が必要な高齢者等を早期に発見し対応できる体制づくりを行います。  (5) 高齢者福祉サービスの充実 生活支援のための公的サービスなどの周知を図るとともに、本人やその家族のニーズに応じたきめ細かな支援に向けて事業の充実と利用促進を図っていきます。地域の生活課題に地域全体で取り組み、解決に向けた検討を行う場として、住民自治協議会単位で立ち上げた「地域福祉ネットワーク会議（協議体）」の円滑な運営を支援するとともに、協議体をベースにした地域住民の居場所づくりなどの設置を進めます。  (6) 住み良いまちづくりの推進 公共施設のバリアフリー化を推進し、福祉の観点から施設の点検・整備を行うとともに、新たな施設整備については、ユニバーサルデザインの適用に努めます。また、住宅改修の効果的な利用を促進するとともに、住宅のバリアフリー化についての相談、情報提供の充実に努めます。さらに、外出支援サービス事業等の周知を図るとともに、高齢者のニーズに応じた事業の充実と利用促進を図っていきます。  (7) 安全・安心のまちづくりの推進 緊急・災害時に迅速に対応するため、避難支援が必要な高齢者の把握、避難支援訓練の検討・実施など地域における支援体制の強化に努めます。防犯体制については、高齢者を対象とした特殊詐欺などへの注意喚起や相談活動等をより一層進めていきます。

<p>Ⅱ いきいきと活動するために ～介護予防と生きがいづくり・社会参加の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>健康づくりと疾病予防の推進</li> <li>介護予防の推進</li> <li>就労・ボランティア活動の促進</li> <li>生きがい活動の推進</li> </ol>		<p>Ⅱ いきいきと活動するために ～介護予防と生きがいづくり・社会参加の促進</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>介護予防・健康づくり施策の充実・推進</li> <li>就労・ボランティア活動の促進</li> <li>生きがい活動の推進</li> </ol>	<p>(1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進 健康教育、イベント、広報などを通じ、各種健（検）診の目的・重要性などについて、さらに積極的な周知を図るとともに、特定健康診査・特定保健指導を主とした各種健（検）診の受診促進に向けた取り組みを推進します。 併せて、地域が行う健康づくり事業への講師（専門職）派遣等の支援を行います。高齢期を元気にいきいきと過ごすためには、一人ひとりが健康づくりと介護予防に関心を持ち、日常生活で実践し、かつ、その人を地域や市が支援するしくみづくりが必要です。そのため、一般介護予防事業の推進を図るとともに、あらゆる機会を通して、介護予防の知識の普及に努め、地域ぐるみで介護予防に取り組む意識の醸成を図る必要があります。</p> <p>(2) 就労・ボランティア活動の促進 シルバー人材センターを拠点として、高齢者の就労機会が広がるように、登録会員数の増加をめざすとともに、就労場所・職種の拡大に向け、シルバー人材センターの周知と利用機会の向上を図ります。</p> <p>(3) 生きがい活動の推進 市民一人ひとりが社会の変化に柔軟に適応し、積極的に生きがいを求める豊かな人生が送れるよう、あらゆる年齢層に応じた学習内容の提供に努めます。また、生涯学習に関する情報を整理するとともに、広く市民に情報提供を行います。さらに、地域指導者の育成に努め、地域活動の多様な相談に応じられるよう地域の学習支援体制の整備を図ります。</p>
<p>Ⅲ 認知症の人を地域で支え合うために ～認知症施策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地域における支援の充実</li> <li>家族に対する支援の充実</li> <li>認知症支援体制の構築</li> </ol>		<p>Ⅲ 認知症になっても、安心して暮らすために ～「共生」と「予防」</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>普及啓発・本人発信支援</li> <li>認知症の予防の推進</li> <li>家族に対する支援の充実</li> <li>認知症バリアフリーの推進</li> </ol>	<p>(1) 普及啓発・本人発信支援 認知症の人やその家族が、地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていく必要があります。そのためには、認知症に関する正しい知識と理解の普及を今後も進めていく必要があります。これまでの認知症施策は、認知症の人と家族を支援する視点での取り組みが中心でした。これからは、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点からも、地域で暮らす認知症の人本人とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができる姿などを積極的に発信していく必要があります。</p> <p>(2) 認知症の予防の推進 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。認知症の原因やしぐみについては、医学的に十分に明らかにはなっていませんが、運動不足、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病、社会的孤立や役割の欠如などが認知症の進行に影響するとされています。認知症予防に資する可能性のある活動を推進することで、認知症の発症遅延や発症リスクの低減を図ります。また、認知症サポート医や認知症疾患センターと連携し、早期発見・早期治療につなげ、その人らしい生活の維持を支援します。</p> <p>(3) 家族に対する支援の充実 高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の家族介護者が今後も増加していくと推測され、介護者の仕事と介護の両立支援が必要となっています。認知症の人や家族が住み慣れた地域で住み続けることができるように、相談体制の充実や本人と家族を支える地域づくりなど、本人支援だけでなく、介護負担のかかる家族に対する支援を重層的に行っていきます。</p> <p>(4) 認知症バリアフリーの推進 認知症の人も含め、さまざまな生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取り組みを進める必要があります。認知症の人の多くが認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域のさまざまな場面で外出や交流の機会を減らしている実態があります。このため、移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らす「認知症バリアフリー」の取り組みが必要です。</p>
<p>Ⅳ 介護が必要となっても安心して暮らすために ～介護保険事業の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>居宅サービスの充実</li> <li>施設・居住系サービスの充実</li> <li>市町村特別給付の実施</li> <li>利用者本位のサービス提供の推進</li> <li>介護者支援の充実</li> <li>介護人材の確保と資質の向上</li> </ol>				

		<p>Ⅳ 介護が必要となっても安心して暮らすために～介護保険事業の充実</p>	<p>1 居宅サービスの充実  2 施設・居住系サービスの充実  3 市町村特別給付の実施  4 利用者本位のサービス提供の推進  5 介護者支援の充実  6 介護人材の確保と資質の向上  7 災害や感染症対策に係る体制の整備</p>	<p>(1) 居宅サービスの充実  介護を必要とする方ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、居宅サービス、地域密着型サービスの提供体制の充実に努めます。</p> <p>(2) 施設・居住系サービスの充実  施設・居住系サービスへの入所希望を踏まえた、計画的な整備を進めます。</p> <p>(3) 市町村特別給付の実施  市町村特別給付は、介護保険制度の中で市町村が実情に合わせて独自にサービスを定めることができるもので、本市では、紙おむつ等介護用品の給付を行っています。財源は65歳以上の第1号被保険者の保険料です。第8期計画においても、在宅介護を推進するために継続して実施します。</p> <p>(4) 利用者本位のサービス提供の推進  サービスが必要な人に供給されるよう、要介護認定の適正化やケアプランチェック機能の充実に取り組みます。また、要介護認定者等の増加等による介護保険料の高騰も今後考えられるため、引き続き、介護給付の適正化に努めます。さらに、介護保険制度のより一層わかりやすい情報の周知に努めます。</p> <p>(5) 介護者支援の充実  「多忙による情報不足」「丸抱えの介護」などによる虐待や共倒れになる前に、該当者の早期発見と適切な相談支援につなげます。また、家族介護者や介護に関心のある市民を対象とした教室を開催し、介護に関する知識と情報の提供に努め、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>(6) 介護人材の確保と資質の向上  全国的に介護を担う人材不足が課題となっています。本市では、これまでも外国人介護人材を確保するなどの介護人材の確保・育成の取り組みを進めてきましたが、増大する介護需要に合わせ、これまでの取り組みを強化するほか、介護人材の確保・定着・育成を総合的に推進していくことが求められています。不足する介護人材の確保にあたっては、介護の仕事の魅力向上を図るなど人材の新規参入の促進、滞在有資格者の掘り起しなど、人材の新規参入を促す「確保」策、介護職に就いた人材が長く働けるよう、キャリアアップ確立の支援や働きやすい環境づくりなど、事業者を支援する「定着」策、そして、質の高い介護サービスを安定的に提供できるようにするため、各種研修支援などのスキルアップを支援する「育成」策の3つの側面から総合的な取り組みを推進します。</p> <p>(7) 災害や感染症対策に係る体制の整備  介護事業所などにおいては、災害及び感染症対策に係る計画などの策定や訓練などの実施、必要な物資の備蓄、設備の整備など、平時から備えておく必要があります。災害や感染症への対策を充実させていくため、関係機関と連携した支援体制の整備を図り、介護事業所などの職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることのできるよう、研修の充実を図ります。</p>
--	--	---	---	--

見直しに向けた課題

- ・世帯状況をみると、一人暮らし高齢者世帯や夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）世帯が増加傾向にあり、今後、相談窓口の重要性はますます高まっていくことが予測されます。相談窓口の強化・充実にさらに図っていく必要があります。自らSOSの声をあげられない高齢者など、どのように発見し、支援していくかが重要です。
- ・健康への意識の向上に加え、自ら健康管理を行うとともに、元気うちから介護予防に取り組み、健康寿命の延伸につなげることが重要です。高齢者のニーズに合った健康増進・介護予防サービスの基盤整備を進めていくとともに、地域の中での自主的な介護予防の取り組み支援や活動支援を継続的に図っていく必要があります。生活支援の担い手として参加意向のある高齢者も多くいます。意向のある高齢者の参加促進とともに、支援の必要な高齢者のニーズと支援者側をつなぐ仕組みづくりが必要です。
- ・高齢者の知識や経験を地域社会に活かし、いきがいを持って生活を送ることができるよう、地域活動やボランティア活動に関する情報発信を行うとともに、活動への参加を促進することが重要です。
- ・認知症の人数と軽度認知障がい的人数を合わせると、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症と見込まれています。本市では、認知症に関する相談窓口の周知度が低いことから、相談窓口となる「地域包括支援センター」や「かかりつけ医」の情報の周知を図ることが必要です。
- ・高齢者の在宅生活の意向は強く、在宅生活を支援するためには重層的なサービス提供体制の構築が必要です。在宅で専門的な医療を受けられること、地域の介護・医療関係機関の連携体制の強化、地域密着型サービスなどのサービス提供体制の確保が必要です。
- ・災害時に避難行動要支援者の避難支援や安否確認等を安全かつ確実に行えるよう、「伊賀市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、災害時に要配慮者が支援を受けやすく、支援する側が支援しやすいしくみづくりを進め、地域の防災体制を支援することが必要です。